

# 11月30日から労災保険の特別加入 申請等の様式が変わります！

厚生労働省では、平成25年11月30日から、労災保険の特別加入の申請書などの処理方法を機械で読み取る方式（OCR方式※）に変更します。これは、申請・変更・脱退などの手続き事務の効率化・迅速化を図るために導入するものです。

これに伴い、申請などを行う際の様式が新しくなります。新様式は、必須項目を書く欄を追加して記入漏れを防いだり、1枚だけ提出すれば済むよう複写式を改めたり、といった改善を図っています。

新様式での申請の受付は11月30日からです。11月29日までは新様式での受付は行いませんので、ご注意ください。

※手書き文字を光学式文字読取装置（OCR装置）で読み取る方式

## 【新様式のポイント】

### ■ インターネットを使って、いつでも入手できます

これまでは労働局、労働基準監督署に取りに行っていた申請書類などをインターネットで手軽にダウンロード、出力することができます。いつでも必要な時に入手することができ、時間や手間を省くことができます。

### ■ 記入項目を分かりやすくしました

「労働者の所定の始業及び終業の時刻」など、これまでは記入例を見ながら書いていた項目も、はじめから記入欄を設けてあるので、迷わず記入できます。記入漏れがなくなり、書き直し・再提出などの作業が減ります。

### ■ 提出枚数が1枚になりました

これまでの複写式の様式ではなく、プリントアウトしたものに直接記入して、そのまま提出することができるようになります。

### ■ 海外派遣者の申請書・変更届に「派遣予定期間」の記載が不要になりました

これまでは、派遣期間が変更になる都度、変更届を提出する必要がありましたが、新様式では、「派遣予定期間」を記入しなくてよくなるため、派遣予定期間に変更があった場合でも、変更届の提出は不要になります。

（特別加入者が帰国した場合などは、これまでどおり、脱退手続きのための変更届などの提出が必要）

## 新様式ダウンロードページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/>

厚生労働省トップページ> 政策について> 分野別の政策一覧> 雇用・労働> 労働基準  
> 労災補償> 労災保険給付関係請求書等ダウンロード



